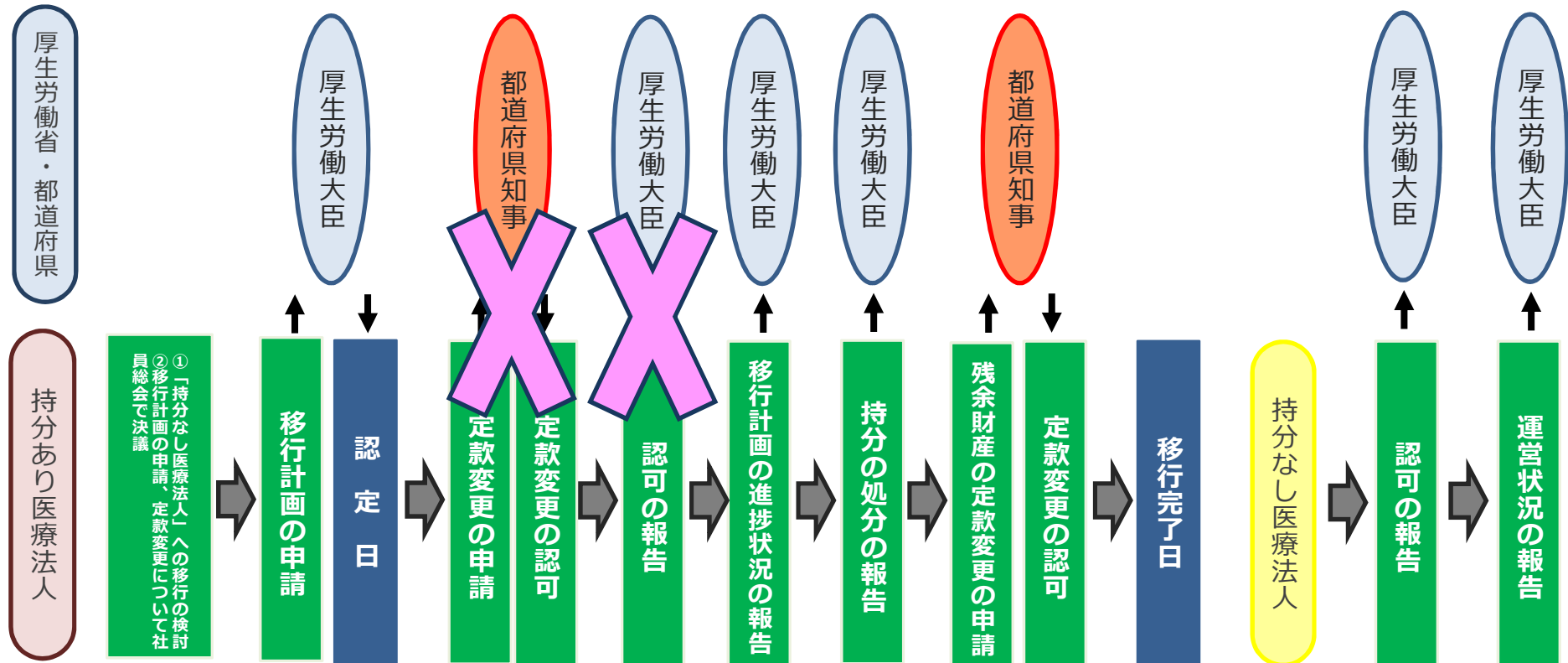


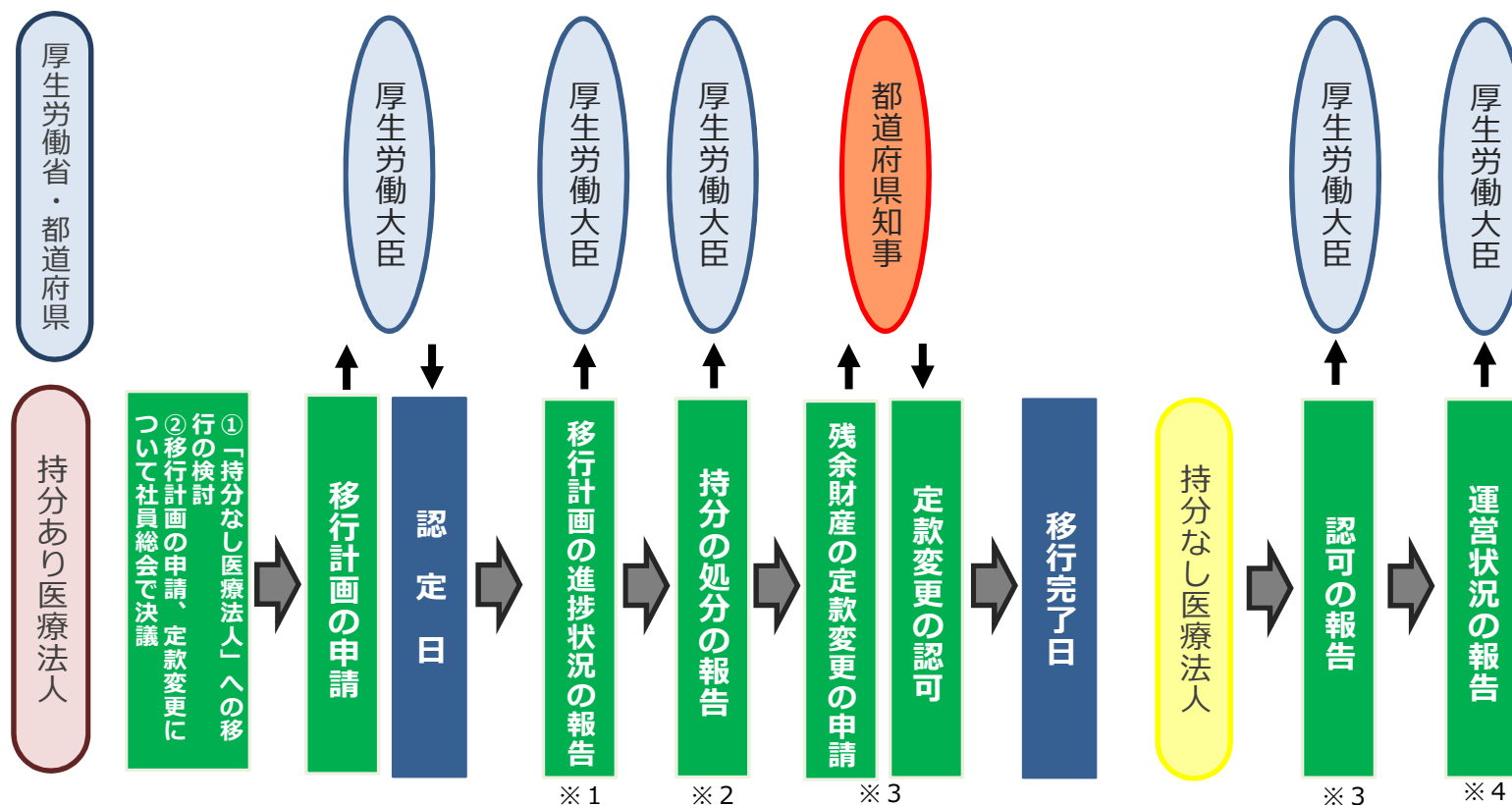
持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度について

変更の内容

- ▶ 令和2年4月1日以降は、都道府県における定款変更の認可を2回から1回に変更する。
 - ・厚生労働大臣から移行計画の認定を受けた後、認定を受けた旨を記載した定款変更について、3ヶ月以内に都道府県知事の認可を受ける必要があるが、これを廃止する。
 - ・都道府県知事の認可を受けた日から3ヶ月以内に、認可を受けた旨を厚生労働大臣に報告する必要があるが、これを廃止する。
- ▶ 令和2年4月1日以降に厚生労働大臣に対して移行計画認定申請書を提出する場合は、申請時点の定款を添付する。



移行計画認定制度の手続きの流れ（令和2年4月1日以降）



- ※1 移行期限内で、かつ、移行が完了するまでの間、認定日から1年を経過するごとに、3か月以内に厚生労働大臣に移行計画の進捗状況を報告する。
- ※2 移行期限内で、かつ、移行が完了するまでの間、出資者に持分の処分（放棄、払戻、譲渡、相続、贈与等）があった場合、3か月以内に厚生労働大臣に出資の状況を報告する。
- ※3 移行期限までに、残余財産の帰属先に関する定款変更の認可を受け、持分の定めのない医療法人への移行完了後、3か月以内に厚生労働大臣に定款変更の認可を受けた報告を行う。
- ※4 移行完了後、
 - ① 5年を経過するまでの間…1年を経過するごとに、3か月以内に厚生労働大臣に運営状況を報告する。
 - ② 5年を経過してから6年を経過するまでの間…5年10か月を経過する日までに厚生労働大臣に運営状況を報告する。

移行計画認定の申請書類

改正前(令和2年3月31日)まで

移行計画認定の申請書類※1

- イ 移行計画認定申請書(附則様式第1)
- ロ 移行計画(附則様式第2)
- ハ 定款変更案(移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載したもの)及び新旧対照表
- ニ 出資者名簿(附則様式第3)
- ホ 社員総会の議事録(移行計画の申請、移行計画の認定を受けた認定医療法人である旨を記載した定款変更)
- ヘ 直近の三会計年度に係る貸借対照表及び損益計算書
- ト 運営に関する要件該当の説明資料



改正後(令和2年4月1日)以降

移行計画認定の申請書類※1

- イ 移行計画認定申請書(附則様式第1)
- ロ 移行計画(附則様式第2)
- ハ 定款(申請時点のもの)
- ニ 出資者名簿(附則様式第3)
- ホ 社員総会の議事録(移行計画の申請)
- ヘ 直近の三会計年度に係る貸借対照表及び損益計算書
- ト 運営に関する要件該当の説明資料

※1 移行計画の認定を受けようとする持分の定めのある医療法人は、イ～トを厚生労働大臣に提出する。

医療法施行規則の一部を改正する省令の経過措置

【経過措置の内容】

移行計画の認定を受けた旨を記載した定款変更の廃止は、令和2年4月1日以後にされる定款変更申請に適用する。

令和2年3月31日以前に、移行計画の認定を受けた旨を記載した定款変更を都道府県に申請した場合は、都道府県の事務手続きが4月以降となっても、認可を受けて（※1）、当該認可を受けた旨を厚生労働大臣へ報告する必要がある（※2）。

※1 厚生労働大臣の移行計画の認定を受けた日から3ヶ月以内に、都道府県の定款変更認可を受けること。

※2 都道府県の定款変更認可を受けた日から3ヶ月以内に、厚生労働大臣へ報告すること。

「医療法施行規則の一部を改正する省令」（令和2年厚生労働省令第54号）

【経過措置】

新規則第57条、第59条及び第60条第2項の規定並びに附則様式第五は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる医療法（昭和23年法律第205号）第54条の9第3項に基づく認可の申請について適用し、施行日前にされた同項に基づく認可の申請については、なお従前の例によるものとする。また、この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなすこととする。なお、この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。